

鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘する権利を与えられていることに対してかかるものです。

納める人

毎年4月1日（賦課期日現在）県内に所在する鉱区の鉱業者（試掘権者も含む。）

納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円
	採掘鉱区	〃……………年400円
砂鉱を目的とする鉱区	面積により課税するもの	面積100アールごとに……………年200円
	河床の延長により課税するもの	河床の延長1,000メートルごとに……………年600円
石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに……………年200円×2/3
	採掘鉱区	〃……………年400円×2/3

（注）4月1日以後年度の途中で鉱業者の設定や消滅があった場合には、月割によって納める額を計算します。

申告と納税

◆申告

鉱業者の取得・消滅の日または住所などを変更した日から7日以内に申告しなければなりません。

◆納税

総合県税事務所から送られる納税通知書により5月31日までに納めます。

自動車税環境性能割

（軽自動車税環境性能割）

この税金は、自動車の取得時に自動車の環境性能に応じてかかるものです。軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、県が賦課徴収します。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車・軽自動車（特殊自動車・二輪車を除く。）を取得した人（割賦購入の場合は、買主）

納める額（環境性能に応じて税率が変動します）

軽自動車以外の自動車	自動車の取得価額の （営）0.5%～2% （自）1%～3%
軽自動車	軽自動車の 〃（営）0.5%～2% （自）1%～2%

①メーカー装着オプションの全部
②ディーラー装着オプションの次のもの
（主なもの）
オーディオ機器、ラジオ、クーラー・エアコン・空気清浄器（取付式）、字光式ナンバープレート、スポイラー、エアフォルムバンパー、ガード・プロテクター、アルミホイール、フォグランプ、ストップランプ、ネオンコントロール、アンダーミラー、エンブレム、カーナビゲーションシステム

（注1）自動車の取得価額には、自動車本体の価額のほか、オーディオ機器、エアコン等当該自動車に付加して一体となっている物の価額を含みます。（具体的には右のものがあります。）
（注2）自動車は新車、中古車を問いません。なお無償で自動車をもらった場合や、通常より自動車を安く買った場合などの、通常の取引価額に比べ低い価額で取得したときは、通常の取引価額が取得価額となります。

詳しい税率は、24、25ページをご覧ください。

申告と納税

運輸支局で自動車の登録をする際又は軽自動車検査協会で軽自動車の申請をする際に申告し、同時に納めます。（納めた印として、証紙代金収納計器により申告書に税額の表示を受けることとなっています。）

◆免税・非課税・軽減措置

次の場合には、環境性能割がかかりません。

- 取得価額が50万円以下の場合
- 法人の合併や分割による取得の場合
- 自動車販売業者などから取得した自動車で、その性能が良好でないなどの理由で、取得の日から1か月以内に返還した場合
- 月賦完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合
- 相続による取得の場合
- 当該自動車の環境性能が極めて優れている場合

市町村への交付

自動車税環境性能割の税収のうち事務費を控除した額の43%は市町村に交付されます。

環境性能割 車種・用途別税率について①

対 象 車 種			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車			非課税	非課税
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合(3.5 t 以下の自動車)又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減			
乗用車 (ガソリン車・LPG車)	平成30年排出ガス規制50%低減達成又は 平成17年排出ガス規制75%低減達成	令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+84%達成)	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+73%達成)	1%	非課税
	上記以外		3%	2%
乗用車 (ディーゼル車)	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+51%達成)	2%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+30%達成)	3%	1%
	上記以外		3%	2%
2.5t以下の トラック (ガソリン車)	平成30年排出ガス規制50%低減達成 又は 平成17年排出ガス規制75%低減達成	令和4年度燃費基準+5%達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+63%達成)	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+55%達成)	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+47%達成)	2%	1%
	上記以外		3%	2%
2.5t超3.5t以下の トラック (ガソリン車)	平成30年排出ガス規制50%低減達成 又は 平成17年排出ガス規制75%低減達成	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	平成30年排出ガス規制25%低減達成 又は 平成17年排出ガス規制50%低減達成	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%
2.5t超3.5t以下の トラック (ディーゼル車)	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制NOx・PM+10%低減達成	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%
	平成21年排出ガス規制適合	令和4年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%

環境性能割 車種・用途別税率について②

対 象 車 種			自家用	営業用
3.5 t以下のバス (ガソリン車)	平成30年排出ガス 規制50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 規制75%低減達成	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	平成30年排出ガス 規制25%低減達成 又は 平成17年排出ガス 規制50%低減達成	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%
3.5 t以下のバス (ディーゼル車)	平成30年排出ガス 規制適合 又は 平成21年排出ガス 規制NOx・PM+10% 低減達成	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	平成21年排出ガス 規制適合	令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		令和2年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
		令和2年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%
3.5 t超のバス・ トラック (ディーゼル車)	平成28年排出ガス 規制適合 又は 平成21年排出ガス 規制NOx・PM+10% 低減達成	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
	上記以外		3%	2%

【軽自動車税環境性能割】

対 象 車 種			自家用	営業用
乗用車 (ガソリン車・ LPG車)	平成30年排出ガス 規制50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 規制75%低減達成	令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+73%達成)	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+51%達成)	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+30%達成)	2%	1%
	上記以外		2%	2%
2.5 t以下のトラック (ガソリン車)	平成30年排出ガス 規制50%低減達成 又は 平成17年排出ガス 規制75%低減達成	令和4年度燃費基準+5%達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+63%達成)	非課税	非課税
		令和4年度燃費基準達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+55%達成)	1%	0.5%
		令和4年度燃費基準95%達成 (JC08モード未算定の中古車は、平成22年度燃費基準+47%達成)	2%	1%
	上記以外		2%	2%

(注1) 24,25ページの税率は令和7年3月31日までに取得した自動車・軽自動車に限り適用されます。

令和7年4月1日以降に取得する自動車・軽自動車については、税率区分が見直されています。

(注2) 軽自動車の電気自動車及び一定の環境性能を備える天然ガス自動車は非課税です。

(注3) ハイブリッド車はガソリン車・ディーゼル車に含まれます。

令和6年度環境性能割の軽減措置について

○ASV特例

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載したバスやトラックを取得(新車新規登録)した場合は、次のような軽減措置が受けられます。

※ASV・・・Advanced Safety Vehicle

●対象車両(新車新規登録に限る)

- ・バス(立ち席を有しない自動車で乗車定員10人以上のものを含む)
- ・3.5t超のトラック

●対象装置

歩行者検知機能付き カメラやレーダー等で前方の車両や歩行者との衝突を予測して警報し、衝突被害を衝突被害軽減ブレーキ 軽減するため自動的にブレーキを作動させる装置

●軽減内容

取得価額から175万円

●実施時期

令和7年3月31日まで

○バリアフリー車特例

一定のバリアフリー構造のバスやタクシーを令和7年3月31日までの間に取得(新車新規登録)した場合は、次のような軽減措置が受けられます。

対 象 車 種		特例措置の内容 (特例措置は、新車新規登録の場合に限ります。)
路線バス	ノンステップバス (乗降口から車椅子を固定できる設備までの通路に段がないもの)	取得価額から1,000万円控除
ツアーバス等	リフト付きバス (車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの)	取得価額から650万円控除 (乗車定員30人以上の空港アクセスバスの場合は800万円控除) (乗車定員30人未満の場合は、200万円控除)
タクシー	ユニバーサルデザインタクシー (高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの)	取得価額から100万円控除



© 2015 秋田県 んだッチ

自動車税種別割

この税金は、自動車という財産にかかる財産税の一種ですが、自動車を運行することにより道路を損傷させるため、その維持費を負担してもらうという性格も持っています。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車などと大型特殊自動車は除かれます。）を所有している人（割賦購入の自動車については、買主）

納める額

下の表は主なものの年税額です。このほかバスや特種用途車などについても、乗車定員や用途などによって税額が決まっています。（令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車は新税率で課税されます。）

区 分		営業用	自家用(旧)	自家用(新)
乗 用 車	排気量 1ℓ以下	7,500	29,500	25,000
	〃 1ℓ超 1.5 〃	8,500	34,500	30,500
	〃 1.5 〃 2.0 〃	9,500	39,500	36,000
	〃 2.0 〃 2.5 〃	13,800	45,000	43,500
	〃 2.5 〃 3.0 〃	15,700	51,000	50,000
	〃 3.0 〃 3.5 〃	17,900	58,000	57,000
	〃 3.5 〃 4.0 〃	20,500	66,500	65,500
	〃 4.0 〃 4.5 〃	23,600	76,500	75,500
	〃 4.5 〃 6.0 〃	27,200	88,000	87,000
	〃 6.0 〃	40,700	111,000	110,000
電気自動車		7,500	29,500	25,000

区 分		営業用	自家用
ト ラ ッ ク	最大積載量 1 t 以下	6,500	8,000
	〃 1 t 超 2 〃	9,000	11,500
	〃 2 〃 3 〃	12,000	16,000
	〃 3 〃 4 〃	15,000	20,500
	〃 4 〃 5 〃	18,500	25,500
	〃 5 〃 6 〃	22,000	30,000
	〃 6 〃 7 〃	25,500	35,000
	〃 7 〃 8 〃	29,500	40,500
	〃 8 〃 9 〃	34,200	46,800
	〃 9 〃 10 〃	38,900	53,100
	〃 10 〃 11 〃	43,600	59,400
	〃 11 〃 12 〃	48,300	65,700

（単位 円）

申告と納税

◆ 申 告

自動車を購入・譲受・廃車したり、その他自動車の登録事項を変更した場合には、運輸支局にその旨の登録をすると同時に申告しなければなりません。

◆ 納 税

- 賦課期日（4月1日）現在において自動車を所有している人は、6月上旬に送付される納税通知書により6月30日（休日の場合は翌日）までに納めます。
- 賦課期日後において新規登録をした場合は、登録時に申告し月割で計算した税額を納めます。（納めた印として、証紙代金収納計器により申告書に税額の表示を受けることになっています。）
- 賦課期日後に自動車を抹消登録したときは、税額を月割で計算し、減額（還付）することになります。

継続検査・構造等変更検査（車検）窓口での自動車税種別割納税証明書の提示を省略できます！

継続検査・構造等変更検査（車検）の際の自動車税種別割の納付確認は電子化されており、窓口での自動車税種別割納税証明書の提示を省略できます。

（注1）検査を受けようとする自動車について自動車税種別割の滞納があると、検査を受けることはできません。

（注2）自動車税種別割を納付後、納付情報がシステムに反映されるまで日数を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。

（注3）令和元年10月1日より「自動車税」から「自動車税種別割」と名称変更されました。

令和6年度自動車税種別割のグリーン化について

地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、排出ガス及び燃費の性能の優れた「環境に対する負荷の小さい自動車」については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した「環境に対する負荷の大きい自動車」については税率を重くする特別措置が平成14年度の課税から実施されています。

1 税率の軽減 次の自動車については、新車新規登録された年度の翌年度の自動車税種別割が軽減されます。

・ 令和5年度、令和6年度に新車新規登録された自動車

対 象 と な る 自 動 車	軽減の割合	軽減対象年度
電気自動車（燃料電池自動車含む。）、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	概ね75%	新車新規登録された年度の翌年度
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成営業用乗用車（ガソリン車・LPG車）		
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成営業用乗用車（ディーゼル車）		
平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成営業用乗用車（ガソリン車・LPG車）	概ね50%	
平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合、かつ、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成営業用乗用車（ディーゼル車）		

《軽減が終了する自動車》

令和4年度に新車新規登録された自動車で令和5年度に軽減の対象となっていた自動車は、令和6年度から通常の税率で課税されます。

2 税率の重課 次の自動車については、自動車税種別割が概ね10～15%重課されます。

- ・ ガソリン車及びLPG車にあっては、新車新規登録から13年を超える自動車
- ・ ディーゼル車にあっては、新車新規登録から11年を超える自動車
- ・ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除きます。

重課開始年度	対象となる自動車		重課割合
令和6年度	ディーゼル車	平成25年3月31日までに新車新規登録されたもの	概ね15% バス及びトラックは、概ね10%
	ガソリン車及びLPG車	平成23年3月31日までに新車新規登録されたもの	
令和7年度	ディーゼル車	平成26年3月31日までに新車新規登録されたもの	
	ガソリン車及びLPG車	平成24年3月31日までに新車新規登録されたもの	



知っていますか？

自動車税種別割をめぐるトラブルが多く発生しています。
こんなことに気をつけて、快適にドライブしましょう。

手放した自動車の 納税通知書が届いた！

自動車を譲渡したり下取りに出したときには必ず運輸支局等で移転又は抹消の登録（申請）をしてください。

（注）3月31日までに手続きが行われない場合には、翌年度も課税されますので、必ず手続きをしてください。

自動車を譲ってくれた 友人に納税通知書が 届いた！

運輸支局等で移転の登録はしましたか？

自動車税種別割は、4月1日現在の登録名義人である所有者（所有権留保付自動車の場合には使用者）に課税されますので、3月31日までに移転の登録が行われていないと元の所有者（使用者）に課税されます。

引っ越して住民票を 移したのに納税通知書が こない！

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。管轄の運輸支局等で車検証の住所を変更してください。その際、住所の表記はくわしく正確に。

（日本郵便株式会社の転送期間は1年間です。運輸支局等で手続きをしないと納税通知書が届かないことがあります。）

壊れて動かなくなっている自動車に 税金がかかっている！

1日も早く、管轄の運輸支局等で抹消の登録をしてください。

抹消の登録をすれば登録した翌月から税金がかかりません。

名義変更・住所変更・抹消の登録を忘れずに！

車検証での自動車の名義人に自動車税種別割がかかります。自動車を売ったり、下取りに出したり、廃車する場合などには、必ず運輸支局等で必要な手続きをしてください。この手続きをしないと、いつまでもあなたに自動車税種別割がかかることになります。

○登録に関するお問い合わせ 秋田運輸支局〔登録手続ヘルプデスク TEL 050(5540)2012〕

狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟できる資格を得ることに対してかかるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

納める人 狩猟者の登録を受ける人

納める額

種 類	納める額
第一種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割を納める人 16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人 11,000円
網猟免許	県民税の所得割を納める人 8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円
わな猟免許	県民税の所得割を納める人 8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人 5,500円
第二種銃猟免許 (空気銃)	5,500円

(注1) 他都道府県で狩猟を行う場合には、狩猟を行う都道府県ごとに狩猟税がかかります。
 (注2) 県民税の所得割を納めなくてもよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人を除く。)が納める額は、第一種銃猟免許が16,500円、網猟免許・わな猟免許が8,200円になります。
 (注3) 県民税の所得割を納めなくてもよい人は、住所地の市町村が発行するその旨の証明書を提出してください。

非課税・軽減措置

- 放鳥獣猟区(秋田県には、現在ありません。)のみに係る狩猟者の登録については、狩猟税は4分の1の額になります。
- 放鳥獣猟区のみに係る登録を受けた人が、放鳥獣猟区以外でも狩猟するための登録を受ける場合は、狩猟税は4分の3の額になります。
- 市町村長が任命した対象鳥獣捕獲員が狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税は課税されません。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)
- 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける場合は、狩猟税は課税されません。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)
- 狩猟者登録を申請した日の前1年以内に、学術研究又は鳥獣の保護・管理のための捕獲等の許可を受けた場合は、狩猟税は2分の1の額になります。(令和11年3月31日までに受ける登録に限る。)

申告と納税 狩猟者の登録を受ける際に、証紙納付書に県の証紙を貼って納めます。

産業廃棄物税

この税金は、産業廃棄物を県内の最終処分場へ搬入する場合にかかるもので、その収入が、産業廃棄物の発生抑制、減量化、そしてリサイクルなどの適正な処理の促進に関する施策の費用に充てられる法定外目的税です。

納める人

最終処分場へ搬入する産業廃棄物を排出した事業者(排出事業者。なお、中間処理業者が介在している場合は、中間処理業者)
 (注) 最終処分業者(特別徴収義務者)が処分料金と一緒に受け取り、県に納めます。

納める額

- 最終処分場へ搬入される産業廃棄物1トン……………1,000円
- 所定の埋立区域内に県が設置する最終処分場へ搬入する指定副産物である産業廃棄物1トン… 250円

申告と納税

最終処分業者が、毎月末日までに前月受け取った分を申告して納めます(申告納入)。
 ただし、最終処分業者が自ら排出し、その管理する最終処分場へ搬入する場合は、自己申告により納めます(申告納付)。

産業廃棄物税の仕組み

